

地方公務員共済組合制度等の
当面の諸課題について

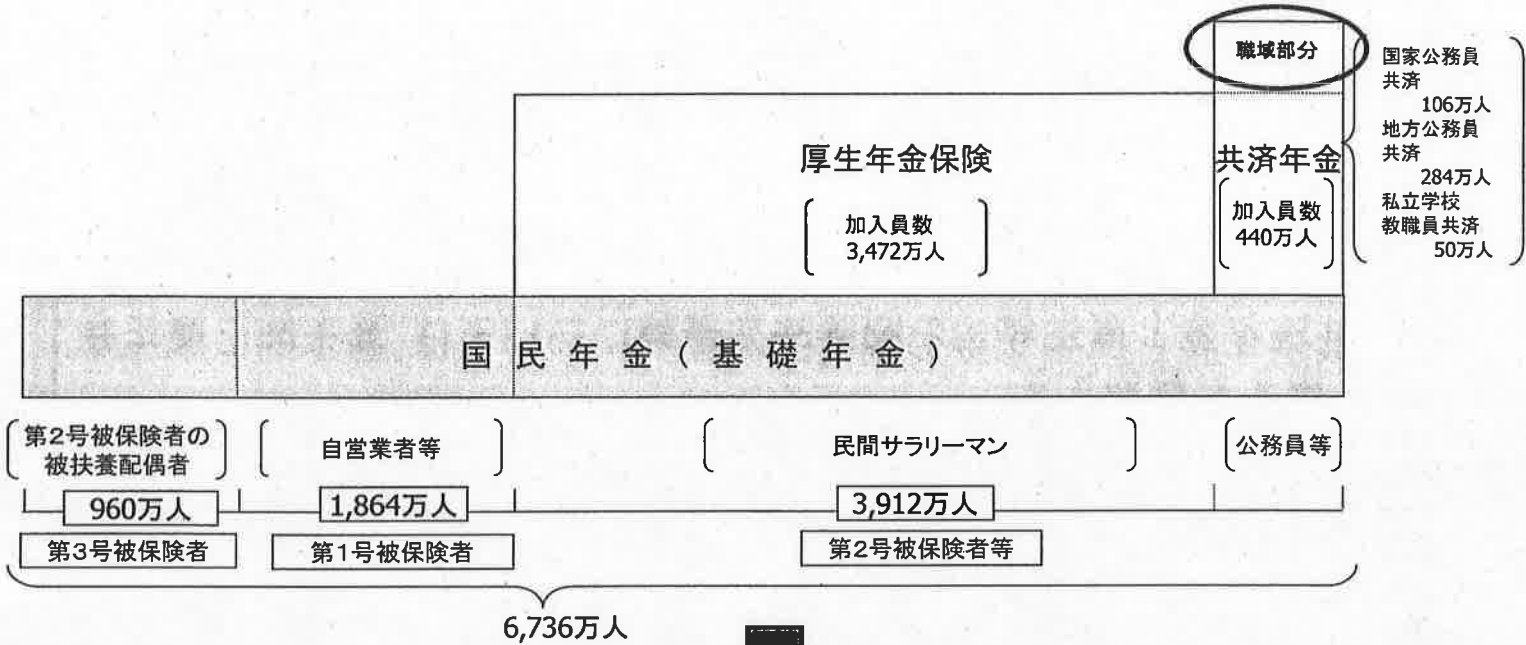
平成26年8月

総務省自治行政局公務員部福利課

社会保障制度としての公的年金制度の体系

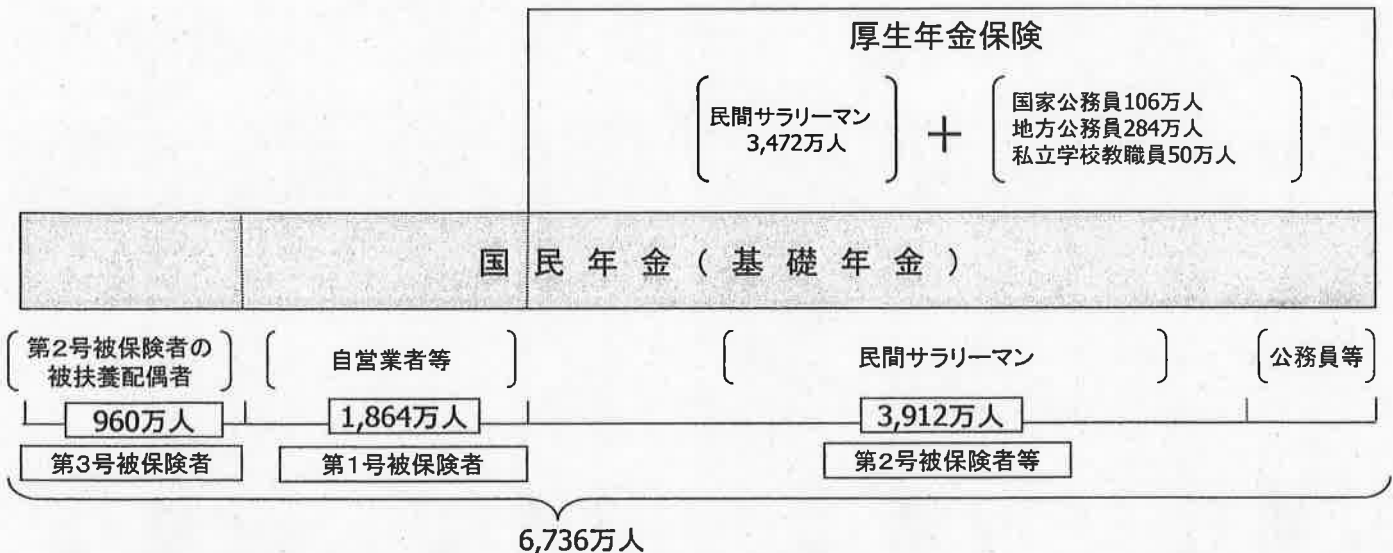
(数値は、平成25年3月末)

現行の公的年金制度は、共済年金にのみ3階部分（職域部分）があるため、被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的差異を解消する必要。



被用者年金一元化後の公的年金制度の体系-H27.10以降-

被用者年金一元化により、共済年金を廃止し、厚生年金に統合。公務員や私学教職員も厚生年金に加入し、民間サラリーマンとの同一保険料・同一給付を実現（制度的差異を解消）。



(注) 厚生年金加入者のうち企業年金加入者1,665万人(厚生年金加入者の47.7%)。
(内訳は、厚生年金基金:420万人、確定給付企業年金:796万人、確定拠出年金(企業型):439万人)
また、確定拠出年金(個人型)の加入者数は16万人、国民年金基金の加入者数は49万人である。

被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。
ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)~(5)：平成27年10月

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：平成25年8月1日

「年金払い退職給付」の概要

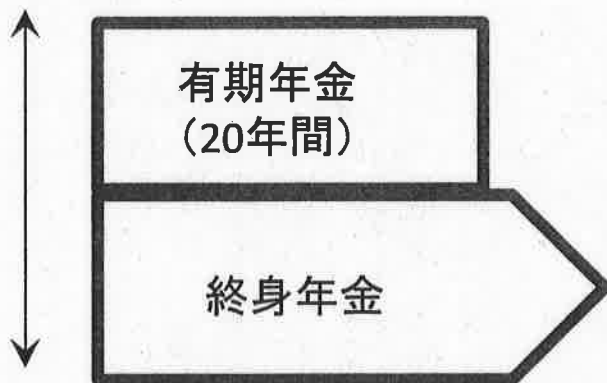
地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(平成25年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第97号)

- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

「年金払い退職給付」のイメージ

モデル年金月額
約1.8万円/月(想定)



【積立方式】

(参考) 現行の職域部分

モデル年金月額
約2万円/月



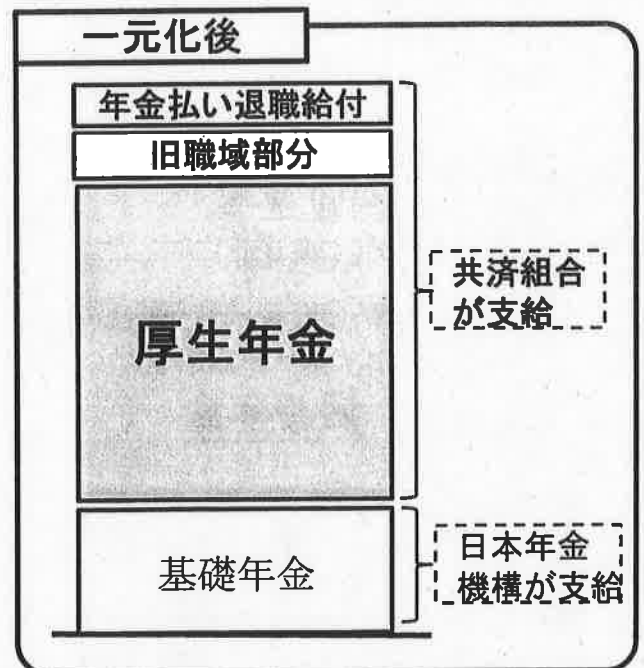
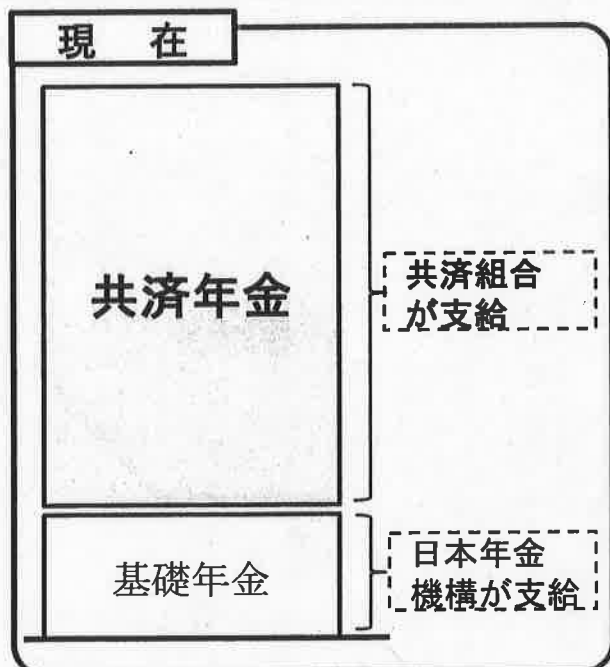
【賦課方式】

※ モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提において試算。

職域部分と「年金払い退職給付」の違い

	職域部分	「年金払い退職給付」
年金の性格	<p>公的年金たる共済年金の一部 (社会保障制度の一部)</p> <p>〔 我が国の公的年金は、(1)国民皆年金、(2)社会保険方式、(3)世代間扶養という特徴を持ち、職域部分はその一部 〕</p>	<p>退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)</p> <p>〔 「年金払い退職給付」は、全国民が基礎年金に加入するという「国民皆年金」の一環ではなく、「世代間扶養」の仕組みもない 〕</p>
財政方式	<p>賦課方式</p> <p>現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式</p> <p>〔 現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクあり 〕</p>	<p>積立方式</p> <p>将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式</p> <p>〔 現役世代の減少による影響を受けない 〕</p>
給付設計	<p>従来 of 確定給付型</p> <p>現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める方式</p> <p>〔 市場環境の悪化により、運用実績が想定利回りを下回った場合、保険料率が上昇するリスクあり 〕</p>	<p>キャッシュバランス型</p> <p>国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式</p> <p>〔 市場環境が悪化した場合、国債利回り等に連動して給付水準が低下するため、保険料率の上昇リスクが小さい 〕</p>
保険料率	<p>保険料率の上限なし</p> <p>〔 賦課方式、確定給付型という制度設計に加え、保険料率の上限がないため、保険料率の上昇に歯止めがかからないリスクあり 〕</p>	<p>保険料率の上限(1.5%)を法定</p> <p>〔 そもそも保険料率の上昇リスクが少ない制度設計であることに加え、保険料率の上限を法定 〕</p>

H27. 10. 1後の年金給付イメージ



財政再計算の結果及び 新掛金率について

本年は、地方公務員共済組合（以下「地共済」という。）の年金に係る財政再計算を行う年になっています。

財政再計算は、地方公務員等共済組合法第 113 条の規定等により、地共済と国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）を合わせた全体としての保険料率^(注)の計算などを行います。その結果に基づいて本年 9 月から保険料率の変更を行います。

さる 5 月 27 日に、総務省から「総務大臣の定める算定方法」が示され、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）ではこの算定方法に基づいて、財政再計算作業を行いました。そして、その結果については 6 月 27 日の運営審議会に報告し、了承されました。

あわせて、財政再計算結果に基づく掛金率及び負担金率の改定に係る地方公務員共済組合連合会定款（以下「連合会定款」という。）の変更案についても、同日の運営審議会において原案どおり了承されました。

その後、総務大臣に連合会定款の変更を申請し、7 月 9 日に認可を受けたところで

す。

この連合会定款の変更により、平成 26 年 9 月及び平成 27 年 9 月において、段階的に長期給付に係る掛金率及び負担金率が引き上げられることになりました（平成 27 年 10 月以降は、いわゆる被用者年金一元化法及び厚生年金保険法で保険料率が定められています。）。

そこで、今回の財政再計算の結果及び変更後の掛金率についてお知らせします。

(注) 保険料率とは、組合員と、使用者である国・地方公共団体が、折半して負担する掛金率と負担金率の合計のことです。

財政再計算とは

共済年金制度の運営は、組合員が納める掛金や地方公共団体等からの負担金、利息及び配当金などの収入と年金給付額、基礎年金拠出金などの支出とが長期的に均衡し、安定していなければなりません。

収入と支出は、公務員共済の過去の実績値などに基づいて将来の予測額を推計しますが、将来にわたって収支の均衡が図れるよう、5 年ごとに算定基礎を見直し、保険料率（掛金率と負担金率の合計）を計算し直すことを「財政再計算」といいます。

この作業は、地方公務員共済組合連合会において行います。

平成 24 年に公布された『被用者年金一元化法』により、平成 27 年 10 月からは組合員の皆様も厚生年金に加入することとなり、保険料率も経過措置が設けられ、平成 30 年 9 月に厚生年金の保険料率に統一されます。

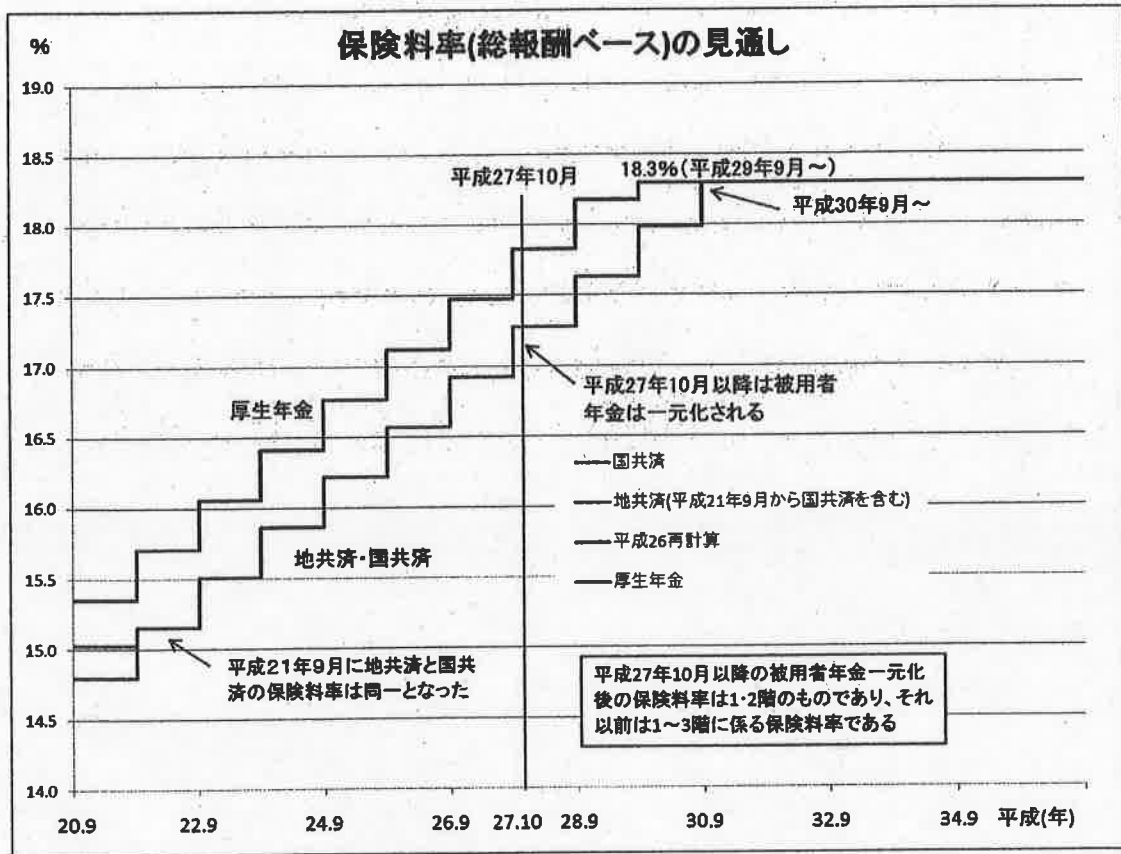
今回の財政再計算では、被用者年金制度の一元化を前提とした財政の見通しを作成した上で、組合員が厚生年金に加入するまでの間の保険料率を算定しました。

◇保険料率（総報酬ベース）の見通し

平成 26 年 9 月及び平成 27 年 9 月の保険料率の引上げ幅→0.354%

保険料率の引上げ幅は、組合員の毎年の負担増と将来の負担増との均衡を配慮する必要があることなどから 0.354%とし、本年 9 月及び来年 9 月に保険料率を引き上げることとしました。

なお、前述のとおり、平成 27 年 10 月からは、組合員の皆様も厚生年金に加入することとなり、保険料率は被用者年金一元化法等により定められ、平成 30 年 9 月に厚生年金の保険料率 18.3%に統一されます。（下記参照）



○保険料率の改定

改定時期	保険料率 (%)
現行	16.570
平成 26 年 9 月	16.924
平成 27 年 9 月	17.278
平成 27 年 10 月	17.278
平成 28 年 9 月	17.632
平成 29 年 9 月	17.986
平成 30 年 9 月	18.300

被用者年金一元化法等で規定

● 新掛金率について

平成 26 年財政再計算結果に基づく掛金率及び負担金率の改定に係る連合会定款の変更案については、前述のとおり運営審議会で審議され、原案どおり了承されました。

その後、総務大臣に連合会定款の変更を申請し、7月9日に認可を受けました。

この連合会定款の変更により、平成 26 年 9 月及び平成 27 年 9 月において、長期給付に係る掛金率及び負担金率が引き上げられることになりました。

(単位：%)

区 分		平成 26 年 9 月から 平成 27 年 8 月まで	平成 27 年 9 月
保険料率 (総報酬ベース) ①		16.924 (+0.354)	17.278 (+0.354)
負担 金率 ・ 掛 金率	給料との割合 (①×50/100×1.25)	10.5775 (+0.22125)	10.79875 (+0.22125)
	期末手当等との割合 (①×50/100)	8.462 (+0.177)	8.639 (+0.177)

(注 1) 保険料は、組合員と使用者である国・地方公共団体が折半して負担することとされていますので、組合員の負担に係る掛金率と国・地方公共団体の負担に係る負担金率は同率となります。

(注 2) 1.25 は諸手当分の調整をするための率です。

(注 3) カッコ内は引上げ幅です。

おわりに

今回の掛金率の引上げは、私たちの共済年金の財政を長期的に安定したものとす
るために是非とも必要なものです。組合員の皆さんの一層のご理解をいただきたい
と思います。

また、平成 27 年 10 月に施行される年金払い退職給付制度の創設のことについて
も、別途、リーフレットを配布させていただく予定としております。

平成 26 年 7 月

地方公務員共済組合連合会

<http://www.chikyoren.or.jp>

東京都港区赤坂 8-5-26 赤坂 DS ビル

※平成 26 年財政再計算に係る情報については、
連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧下さい。



社会保障改革プログラム法（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律）

【法律の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出（平成25年12月5日成立、同13日公布）

【法律の主な概要】

■ 講ずべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目的を明らかにするもの

- 少子化対策（既に成立した子ども・子育て関連法、待機児童解消加速化プランの着実な実施 等）
- 医療制度（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等）
- 介護保険制度（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等）
- 公的年金制度（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等）

※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置

■ 施行期日

公布日（平成25年12月13日）

（ただし、改革推進本部関連は平成26年1月12日、改革推進会議関連は平成26年6月12日） 8

平成26年3月25日

地方公共団体における福利厚生事業の状況概要

【調査結果のポイント】

- 互助会等に対する公費支出額は93億円(平成25年度予算)で、調査を開始して以来9年連続で減少し、平成16年度決算と比較して▲748億円(▲88.9%)、平成24年度予算と比較して▲9億円(▲8.8%)の減。
- 互助会等に対する公費支出を廃止又は休止している団体数は、全体(1,789団体)の34.0%にあたる608団体。
- 福利厚生事業の実施状況等の公表については、都道府県、指定都市では互助会等に対する公費支出を行っている全団体で公表済み。市区町村分については、全都道府県の市区町村担当課において公表済み。

1. 調査の趣旨

地方公共団体が互助会等を通じて実施する福利厚生事業について、

- ① 住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に実施されているか
 - ② 公費が支出されている福利厚生事業の実施状況等が公表されているか
- という観点から行った調査です。

2. 調査期日 平成25年4月1日現在

3. 調査対象団体 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)、市区町村(1,722団体)

4. 調査事項

- ① 互助会等に対する公費支出額
- ② 互助会等に対する公費支出の見直し状況
- ③ 公費を伴う個人給付事業の実施状況
- ④ 互助会等が行う福利厚生事業等の公表状況

【調査結果(別添)】

- 地方公共団体における福利厚生事業の状況について
- 地方公共団体における福利厚生事業の状況について(参考資料)

【連絡先】自治行政局公務員部福利課

担当：真山企画官、原係長、山川事務官

電話：03-5253-5558

FAX：03-5253-5561

地方公共団体における福利厚生事業の状況について

平成 26 年 3 月 25 日
総務省自治行政局公務員部福利課

1 互助会等に対する公費支出額

個人給付事業の廃止など、各種の福利厚生事業の見直しが行われた結果、互助会等に対する公費支出は、下記表のとおり削減されています。

(単位：億円、%)

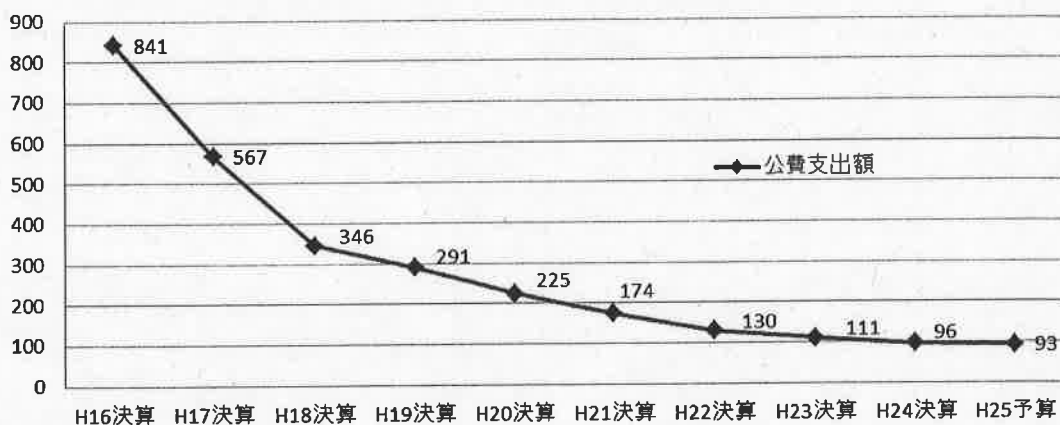
	16年度 (決算) A	24年度 (予算) a	25年度 (予算) b	24年度→25年度 (予算) (予算)		16年度→25年度 (決算) (予算)	
				削減額 c=(b-a)	削減率 c/a	削減額 C=(b-A)	削減率 C/A
合 計	841	102	93	▲ 9	▲ 8.8%	▲748	▲88.9%
都道府県	311	11	8	▲ 3	▲27.3%	▲303	▲97.4%
指定都市	174	14	12	▲ 2	▲14.3%	▲162	▲93.1%
市区町村(指定都市を除く)	356	77	73	▲ 4	▲ 5.2%	▲283	▲79.5%

注) 互助会等に対する公費支出には、首長部局、教育委員会、公安委員会(県警本部)及び公営企業からの補助金・委託金等の支出を含む。また、市区町村には一部事務組合、広域連合を含む。

(参考)

(億円)

互助会等に対する公費支出額の推移



2 互助会等に対する公費支出の見直し状況（団体数）

	団体数	25年度までに互助会等に対する公費支出を見直した団体数	25年度時点において公費支出を廃止又は休止している団体
合 計	1,789	1,777(対前年度比+2)	608(対前年度比+9)
都道府県	47	47(対前年度比+0)	42(対前年度比+1)
指定都市	20	20(対前年度比+0)	8(対前年度比+0)
市区町村(指定都市を除く)	1,722	1,710(対前年度比+2)	558(対前年度比+8)

注1) 各地方公共団体の首長部局における互助会等に対する公費支出の見直し状況を示している。

注2) 市区町村の見直した団体数は、平成17～25年度に互助会等に対する公費支出を見直した団体。

3 互助会等が行う福利厚生事業の公表状況（団体数）

区分	団体数	公表対象団体数	公表団体数	媒体			公表内容						
				ホームページ	広報誌	公報	個別事業内容	個別事業実施件数	個別事業実績額	互助会名	互助会会員数	互助会公費補助等総額	互助会公費補助率
都道府県	47	5	5	5	0	3	4	2	2	5	5	4	2
指定都市	20	12	12	12	2	3	10	3	2	12	11	12	11
市区町村	1,722	1,164	992	907	419	20	471	125	154	854	493	613	326
合 計	1,789	1,181	1009	924	421	26	485	130	158	871	509	629	339

注1) 各地方公共団体の首長部局の互助会等における福利厚生事業の公表状況を示している。

注2) 福利厚生事業の公表状況とは、平成23～25年度のいずれかに互助会等において実施された福利厚生事業の平成25年9月30日時点における公表状況。

注3) 公表対象団体とは、平成25年度予算において互助会等に対する公費支出を行っている団体。

注4) 公表団体とは、公表対象団体のうち互助会等が行う福利厚生事業の実施状況等を公表している団体。

(参考) 公費を伴う個人給付事業の実施状況 (団体数)

事業内容 区分	結	出	入	弔	退	災	医	入	人	永	保	レ	
	婚	産	学	慰	会	害	療	院	間	年	養	ク	
	祝	祝	祝	金	給	見	費	・	ド	勤	施	リ	
	金	金	金	金	付	舞	補	傷	ツ	続	設	エ	
					金	金	助	病	ク	給	利	ー	
								見	補	付	用	シ	
								舞	助		補	ョ	
								金			助	ン	
												補	
												助	
都道府県	16年度	30	30	25	36	6	33	24	19	33	31	20	20
	24年度	0	1	0	7	0	0	0	0	20	2	1	0
	25年度	0	1	0	7	0	0	0	0	17	1	1	0
指定都市	16年度	18	19	19	19	13	17	1	15	6	19	11	14
	24年度	6	6	5	5	1	2	0	1	7	4	4	5
	25年度	6	6	4	5	0	2	0	1	7	2	4	4
市区町村	16年度	1,781	1,666	1,093	1,940	1,402	1,513	402	1,746	1,376	1,330	991	1,241
	24年度	426	397	308	529	379	284	71	307	945	392	479	410
	25年度	409	384	250	498	333	253	64	278	942	301	471	401

注1) 各地方公共団体の首長部局における公費を伴う主な個人給付事業の状況を示している。

注2) 互助会等が実施しているもののほか、各地方公共団体が直接実施している個人給付事業の状況を示している。